

諮問番号：諮問第 35 号

答申番号：答申第 35 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、不当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

- (1) 法第 63 条に基づく費用返還については、全額を返還額とすることが、世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、一定額を本来の要返還額から控除して返還額を決定することができるとされている。
- (2) 本件においては、審査請求人は、職場内のハラスメント行為に対する慰謝料として、勤務先から損害賠償の支払を受けたものであり、これは「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発第 123 号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第 8 の 3（3）オにいう「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当する。
- (3) 審査請求人が支払った審査請求人の長男（以下単に「長男」という。）が起こした交通事故に伴う損害賠償金（以下単に「損害賠償金」という。）は、保護の世帯員であった長男の債務を、世帯収入によって賄い、世帯全体の負担を減少させるものである。そうすると、損害賠償金の支払は、被保護世帯の自立更生に資するものであった。

よって、損害賠償金の支払は、「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される額として保護の実施機関が認めた額」として、返還額から控除されるべきである。

- (4) 処分庁は、「損害賠償金の支払は生活の質の向上に資するとは考えにくいと、原則として認めるものとは考えにくいとの厚生労働省の意見を踏まえ」、本件処分を行った旨主張する。しかし、厚生労働省の意見は、本件に即したものではなく、単に一般論である。処分庁のなすべき判断は、本件が、原則に当たるものか、例外に当たる可能性があるかについての具体的な判断である。
- (5) 損害賠償金は35万円であり、本件処分による要返還額25万円余を上回るものであるから、結局のところ返還額0円とされるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人が平成27年10月30日に勤務先から慰謝料70万円を受領したことから、処分庁が、法第63条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当するとして同条に基づく返還を求めるに当たり、返還を求める内容が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿った適正なものであるかという点にあるので、以下判断する。

(1) 損害賠償金について

ア 法第63条に基づく費用の返還について

返還額の決定については、保護の実施機関に裁量があり、具体的に返還額から控除する金額の範囲については、次官通知等の収入認定に関する規定及び生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）で示されているので、当該規定や通知に沿って判断する。

イ 損害賠償金の支払について

(ア) 平成24年課長通知1(1)③への該当性

審査請求人が受領した慰謝料は、次官通知第8の3(3)オの「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金」に該当すると認められるので、そのうちの「当該保護世帯の自立更生のために当てられる額」は収入認

定されない額であり、返還額から控除される額になる。

この自立更生のために当てられる額の具体的な範囲については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2（4）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）（第8の40）に示されている。

まず、交通事故の被害者に対する損害賠償金は、局長通知にいう「直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるもの」とは認められないし、課長通知で列挙された自立更生計画の範囲にも該当しない。さらに、課長通知では、「これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること」とされているところ、処分庁は、福岡市保健福祉局総務部保護課（以下「本庁保護課」という。）を通じて厚生労働省に照会しているが、厚生労働省からは、交通事故の損害賠償金が、自立更生費として認められる趣旨の回答は得られていない。

以上のことから、本件においては、損害賠償金の支払は、平成24年課長通知1（1）③には該当しないと認められる。

（イ）平成24年課長通知1（1）④への該当性

審査請求人は、損害賠償金の支払は、当該世帯の自立更生に資すると主張している。しかし、長男が起こした交通事故は、無免許である長男が注意義務を怠ったために発生した事故である。また、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問8-97では「公金によって交通事故の罰金を支払うことは考えられない」とされており、損害賠償金は、自らの違法な行為が原因で支払う必要が生じた金銭という点では、交通事故の罰金と類似のものと考えられる。これらのことからすれば、長男が起こした交通事故により支払う必要が生じた損害賠償金を、「世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」として認めることはできない。

したがって、処分庁が、本件損害賠償金の支払が、平成24年課長通知1（1）④にも該当しないと判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

（2）処分庁の職員が支払を認めたという点について

審査請求人は、処分庁の担当職員が、慰謝料の中から賠償金を支払ってよいと言ったから支払ったこと、それを後で返還せよということは禁反言法理にも反すると主張しているが、処分庁の職員の言動は、審査請求人に、損害賠償金相当額が返還額から控除されるとの期待を抱かせるものと評価することはできない。

また、処分庁において、損害賠償金をとりあえず慰謝料から支払った後に法令に基づく返還が生じうることを、より明確に説明しておく努力は求められたとしても、その説明が明確でなかったことをもって、法令に基づいて返還請求できるものが返還請求できなくなるとはいえない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、そのほか、本件処分が速やかに行われなかったことは、法第63条違反であり、処分庁がそもそも返還対象と考えていなかったことの現れであると主張しているが、処分庁は、その間、返還を求める際に控除する額の判断について検討し、判断に必要な情報収集を行っていたものと認められるので、この期間の長さをもって、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

(4) 以上のことから、処分庁が、損害賠償金を自立更生費として本件処分における返還請求額から控除しなかったことに違法又は不当な点はなく、また、処分庁は、慰謝料を得るために要した必要経費や審査請求人の二男の就学等に要する経費を控除して返還請求額を決定しているので、本件処分は、法令及び通知等に沿って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年9月5日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年9月19日、同年10月27日、同年11月21日、同年12月19日、平成30年1月23日、同年2月27及び同年3月20日の審査会にて調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求は、審査請求人が勤務先から受領した慰謝料が次官通知第8の3(3)オにいう、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当することを前提に、処分庁が返還額を決定するに当たり審査請求人が求めていた自立更生費の控除が認められなかったこと等を不服として本件処分の取消しを求めるものである。

請求人が主張する上記の通知条項該当性は、現在の生活保護法及び同法の運用のために発せられている多数の通知類の諸条項において、請求人が争点とする慰謝料を直接に扱う規定が存在しないために、次官通知における「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金(略)見舞金」に根拠をするほかにはなかったための苦渋の選択の結果であったとも推測される。以下、このことを踏まえつつ、請求人主張の是非につき、判断する。

(1) 本件慰謝料の収入認定対象性

審査請求人は、慰謝料が「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金」に該当し、損害賠償金が当該補償金のうちの「当該保護世帯の自立更生のために当てられる額」に当たる旨、主張する。この点、生活保護法に関するいわゆる『別冊問答集』「第7 収入の認定 3 収入として認定しないものの扱い」の中で、福祉的給付金、原爆関係給付、公害関係給付など「特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの」については自立更生の要素を度外視して収入除外とすることが明示されている。審査請求人が受給したのは、勤務先におけるハラスメントに対する慰謝料であり、本件慰謝料は、私人間での給付金員ではあるが、法的性質としては、上記の福祉的給付金や精神的慰謝等の目的で支給されるものに近いとも言える。本件で、処分庁はかかる慰謝料のうち、子どもの進学費用の一部や司法書士報酬であれば収入認定しなかったが、かかる事情がない被保護者であれば、いわゆるハラスメント被害に遭い、それに対して戦い、慰謝料を得ても、全額収入認定されることとなる。そのような対応は、人が人としての尊厳を傷つけられたことに対する慰謝を無にする行為とも評価できなくはない。

およそ一般論として、不法行為に基づく慰謝料がいかなる額にあっても収入認定外になるとは言い難いが、本件のような70万円の慰謝料を原則として収入認定す

る運用は、被害者にハラスメント行為の加害者の非を問うことを諦めさせ、ひいては生活保護受給者にハラスメント行為を行っても本人は損害賠償を実質的に得ることがない、という社会観念を助長することになりかねない。

本件にあっては、たまたま次官通知以下の通知類が、ハラスメント行為による慰謝料を念頭に置いていない谷間で生じたものであり、まさしく不当性をも判断できる行政不服審査において救済されるべき事案と考えられる。

本件の処理結果如何は、交通事故被害者の慰謝料の扱いなどにも波及するものであるが、本件慰謝額は、審査請求人が受けた行為に伴う休業損害をも含むものようであり、生活保護の廃止にまで至るような高額ではないことに鑑みて、収入認定の対象外にするのが妥当である。慰謝により得た金員は、原則として受給者の意思に従い費消されることに問題はないと考えられる。

(2) 審査請求人の主張する禁反言行為の違法性

審査請求人は、処分庁職員の発言を受けて、受給した慰謝料を損害賠償費用として被害者に賠償したとして、処分庁による禁反言の法理違反を主張している。しかし、審査請求書、弁明書、反論書および再弁明書からは、審査請求人、処分庁担当ケースワーカー、処分庁の発言日および行為日の詳細な事実経過が判明せず、審査請求人と処分庁の主張には、ともに矛盾した部分が存在するようにもみえる。以上の次第で、禁反言の原則ないし信頼保護の原則を本件において直ちに適用することは困難と言わざるを得ない。

(3) 結論

以上の審査の結果、審理員意見書が言及する平成24年課長通知1(1)③への該当性に触れるまでもなく、審査請求人の主張する論理とは異なるが、本件審査請求は、認容されるべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子